

## 令和4年度の公的年金額は0.4%引き下げへ。 マクロ経済スライドは実施せず

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

このため、令和4年度の年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.4%）によって改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライド※1による調整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越されます。

### 令和4年度の新規裁定者（67歳以下の人）の年金額の例

- 厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）…月額 **21万9,593円**※2  
(▲903円)
- 国民年金（老齢基礎年金（満額）：1人分）……………月額 **6万4,816円**  
(▲259円)

#### 令和4年度の参考指標

- 物価変動率……………▲0.2%
- 名目手取り賃金変動率…▲0.4%

※1 マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

## 令和4年度の 60歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整額は47万円に

年金を受給しながら働いて賃金を得ている人は、賃金と年金の合計額によっては、年金額が調整されます。令和4年度の60歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整（開始）額は、47万円に改定されます。なお、65歳以降の支給停止調整額（47万円）については変更ありません。

	令和3年度	令和4年度
60歳台前半（60～64歳）の支給停止調整（開始）額	28万円	<b>47万円</b>
65歳以降の支給停止調整額	47万円	<b>47万円</b>

組合員の皆様へ

5月下旬に「給付算定基礎額残高通知書」が  
全国市町村職員共済組合連合会から送付されます

「給付算定基礎額残高通知書」は、平成27年10月から令和4年3月までの組合員期間に積み立てた、将来の退職等年金給付（年金払い退職給付）の原資となる「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせするものです。

「給付算定基礎額残高通知書」の見方や、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要、給付の計算方法等についての詳細は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。



全国市町村職員共済組合連合会ホームページ ▶ <https://ssl.shichousonren.or.jp/>